

2018年7月4日

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛 様

原子力民間規制委員会・東京  
代表 岩田俊雄  
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2  
ダイナミックビル5F  
E-mail: mkiseii.t@gmail.com

## 東海第二原発周辺住民の被曝低減対策についての勧告書

原子力民間規制委員会・東京は、原発の構造的欠陥が新規規制基準の審査対象から外されていることを指摘し、欠陥が放置されたままの原発の再稼働禁止の規制勧告を行っています。

東海第二原発は沸騰水型原発で、制御棒を下から入れるので、制御棒駆動装置の穴があり、冷却材喪失事故になったら福島第一原発と同様に、簡単にメルトスルーしてしまう欠陥原発です。

東海第二原発周辺 50km圏内には 150 万人が暮らしています。過酷事故を起こせば、首都圏 8 都県、福島県など、5000 万人を巻き込む、取り返しのつかない放射線災害となります。そもそも、このような人口密集地に原発があること自体、許されるものではありません。しかも、近隣には東海再処理施設をはじめ、核施設が密集しており、複合災害となれば、首都圏壊滅となるでしょう。

従来の原子炉立地審査指針には、「仮想事故の発生を仮想しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと」とあります。公衆に放射線災害を与えないことは貴社の義務です。

原子力規制委員会は、「規制基準への適合性を審査しただけで、安全とは申し上げられない」と安全への責任を放棄しています。安全でない以上、住民の被曝低減対策は必須であり、それは、原子力事業者の義務です。貴社は、住民に危険を押し付けておきながら、被曝防護は自治体に丸投げし、知らんぷりで再稼働を急ごうとしています。原子力事業者の責任を果たしていません。住民を無防備のまま危険にさらすのは生存権の侵害であり、憲法違反です。

貴社は、危険物である原発を使用する以上、最低限、東海第二原発周辺 50km 圏内 150 万人全員が、1時間以内に逃げ込み、ヨウ素 131 の半減期である8日間居住できる放射線防護施設(民間規制委はこれを「原発シェルター」と命名しています)を、貴社の全額負担で事前に完備すべきです。原発の安全対策費 1800 億円程度では済まされません。何兆円かの住民の被曝低減対策費用を支払う経理的基礎と用地の確保ができなければ、原発を動かしてはなりません。

国の「原子力災害対策指針」は、甲状腺をはじめ各種臓器の内部被曝の原因となる放射性ヨウ素による初期被曝を無視したものであり、住民を守れません。避難中、屋内退避中に被曝してしまいます。原子力民間規制委員会は、国に代わって、以下の被曝低減対策を勧告します。勧告の詳細は別紙をご参照ください。

**【勧告1】** 原発事故による放射能から住民を守るため、50km圏内の居住地区毎に原発シェルターを設置する。この原発シェルターは、地区住民と訪問者が事故発生の通報から1時間以内に逃げ込み、8日間居住できるものとする

**【勧告2】** 原発シェルターの建設費用は、全額電力会社の負担とする

**【勧告3】** 電力会社は放射性ヨウ素防護マスクを住民に支給する

勧告1～3の初期被曝低減対策が完全に実施されない限り、原発を使用してはならない。

以上について、7月27日(金)までにEメールでご回答ください。

以上